

令和7年1月から令和7年12月

●医科点数表第2章第10部手術通則第5号及び第6号並びに 歯科点数表第2章第9部手術通則第4号に掲げる手術の施設基準揭示			
区分	分類	分類2	件数
区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	44
	イ	黄斑下手術等	5
	ウ	鼓室形成手術等	5
	エ	肺悪性腫瘍手術等	22
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	65
区分2	ア	靭帯断裂形成手術等	1
	イ	水頭症手術等	90
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0
	エ	尿道形成手術等	18
	オ	角膜移植術	0
	カ	肝切除術等	21
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	3
区分3	ア	上顎骨形成術等	5
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	1
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	2
	エ	母指化手術等	3
	オ	内反足手術等	1
	カ	食道切除再建術等	7
	キ	同種死体腎移植術等	0
区分4	ー	鏡視下手術	354
その他	ア	人工関節置換術及び人工股関節置換術 （手術支援装置を用いるもの）	9
	イ	乳児外科施設基準対象手術 （1歳未満の乳児に対する外科手術）	6
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	43
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術 （人工心肺を使用しないものを含む）及び体外循環を要する手術	56
	オ	経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び 経皮的冠動脈ステント留置術	119